

名古屋市屋外広告物【変更】申請チェックリスト

台帳番号（既許可）

区

一

該当する条件に、チェック☑の上、必要書類を添付すること

変更後の表示又は設置の期間

☐ 既許可の終期まで

☐ 許可日から3年

☐ 許可日から3年未満（ 年 月 日まで）

掲出物件

☐ 事前

☐ 事後

→（事後の場合）「安全点検報告書」等を添付

（事後の場合）

☐ 高さ4m超あるいは表示面積10㎡超の広告物を含む。

→ 特別点検（有資格者による点検）が必要

☐ 上記以外

→ 通常点検（資格要件のない点検）が必要

☐ 自家用広告物（管理用広告物を含む。）

☐ 一般広告物

敷地に係る条件

下線は禁止地域

地域地区	用途地域	☐ 第一種低層住居専用地域 ☐ 第二種低層住居専用地域 ☐ 第一種中高層住居専用地域* ☐ 第二種中高層住居専用地域* ☐ 第一種住居地域 ☐ 第二種住居地域 ☐ 準住居地域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 商業地域 ☐ 準工業地域 ☐ 工業地域 ☐ 工業専用地域
	☐ 風致地区 ☐ 特別緑地保全地区 ☐ 生産緑地 ☐ 未指定地域	
（*第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域の場合）		東名高速道路・東名阪自動車道・名古屋第二環状自動車道の路肩又は東海道新幹線の鉄道から ☐ 500m を超す ☐ 500m 以内 （500m 以内の場合） ☐ 広告物の表示面は路面・路盤面高を超えない。

他法令等

工作物確認申請	☐ 要 →（要の場合）「工作物確認済証の写し」を添付 ※ 工作物確認済証の写しが添付できない場合は「安全点検報告書」等を添付 ☐ 不要
道路占用許可	☐ 要 →（要の場合）「道路占用許可書の写し」を添付 ☐ 不要
その他	

広告物規格等に係る条件

照明	☐ 有 ・ ☐ 無
（照明が有の場合）	☐ 外部/照射 ・ ☐ 内照 ・ ☐ ネオン ☐ 動作/点滅 ・ ☐ 静止 点滅する電気照明・回転灯及び蛍光又は反射を利用する塗料その他これらに類するもの（映像を表示するものを含む。）の使用 ☐ 有 ・ ☐ 無
	（使用が有の場合）
	☐ 東名高速道路・東名阪自動車道・名古屋第二環状自動車道・伊勢湾岸自動車道路の路肩から300mを超す又は広告物の表示面の高さが路面高未満 ☐ 名古屋都市高速道路の路肩から50mを超す又は広告物の表示面の高さが路面高未満

該当する条件に、チェック☑の上、必要書類を添付すること

電光表示装置等

※ 申請後、市から県警に協議します。条例施行細則に適合しないものは、許可できません。

電光表示装置	☐ 有 ・ ☐ 無	
(有の場合)	☐ 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・市街化調整区域、風致地区・特別緑地保全地区に設置しない（ただし、管理用で表示面積 0.5 m ² 以内のものを除く。）。	
	☐ 信号機から 5m 以上離れている。 ☐ 信号交差点周辺*には設置しない。	*施行細則別表第1 第5 項第1 号イに定める範囲
	(第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域に設置する場合)	☐ 表示面積 5 m ² 以下（地上、壁面） ☐ 壁面と一体となるように設置 ☐ 屋上広告・突出広告は設置しない。
映像・レーザー（映像投影装置）	☐ 有 ・ ☐ 無	
(有の場合)	☐ 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・市街化調整区域、風致地区・特別緑地保全地区に表示しない（ただし、管理用で表示面積 0.5 m ² 以内のものを除く。）。	
	☐ 信号機から 5m 以上離れている。 ☐ 信号交差点周辺*には設置しない。	*施行細則別表第1 第5 項第2 号イ(イ)に定める範囲
	☐ 投影面の下端は地上 5m 以上 (レーザー光線を使用する場合)	☐ 投影面に窓等がない。 ☐ 特定方向に光を反射しない材質

提出書類等について 不足や不備がある場合、許可申請を受け付けることができませんので、注意してください。

●：変更により新たに必要になった場合のみ添付 ★：変更にかかる部分のみ添付

ダウンロード様式（各1部）	☐ 屋外広告物許可申請書（第1号様式） ☐ 屋外広告物許可書（第2号様式） ☐ 変更申請チェックリスト（本紙）	
	(事後申請の場合) ●	☐ 屋外広告物安全点検報告書 ☐ 写真：全景写真、「要修理」に該当するものは修理前後の写真
	(大規模広告物・景観形成地区内等※の場合) ●	☐ 景観配慮事項説明書
面積表	☐ 変更前後の面積一覧（寸法、面数、個数等の計算過程含む。前後の変化がわかるもの）	
その他必要書類（各1部）●	☐ 工作物確認済証の写し ☐ 屋外広告物安全点検報告書及び全景写真（「要修理」の場合は修理前後の写真）で代替 ☐ 道路占用許可証の写し ☐ その他（ ）	
図面等（各2部）★	☐ 配置図・立面図 電光表示装置等の場合は、信号機や信号交差点の停止線等との離隔距離を図示すること。 ☐ 構造図（基礎部や取付部を図示したもの） ☐ 構造図の添付に代えて、仕様等を記載（シート貼り等）。 ☐ 屋外広告物安全点検報告書及び全景写真（「要修理」の場合は修理前後の写真）で代替 ☐ 意匠図（カラー） 大規模広告物・景観形成地区内・名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1 km以内の区域に該当する場合についてはマンセル値記載のもの	
	(申請敷地の増減がある場合)	☐ 位置図
	(大規模広告物・景観形成地区内の場合)	☐ 現況写真 ☐ 完成予想図

※ 名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1 km以内の区域に該当する場合、条例第7 条第6 項を適用する場合（別途必要書類あり）